

<p>○ 岡山県副知事の主として担当する事項        (県例規集登載)</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>行政改革推進室</p>	<p>担当課(室)</p>	<p>発行 岡山県</p> 
	<p>目次</p>	
	<p>担当課(室)</p>	

# 平成28年12月22日 岡山県公報 号外

◎岡山県訓令第8号

庁 中 一 般  
出 先 機 関

岡山県副知事の主として担当する事項を次のように定める。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県副知事の主として担当する事項

副知事	担 当 事 項
宮地副知事	総務部、県民生活部、保健福祉部、農林水産部及び出納局に関する事項
佐藤副知事	危機管理課及び消防保安課並びに総合政策局、環境文化部、産業労働部及び土木部に関する事項

## 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。  
(関係訓令の廃止)
- 2 岡山県副知事の主として担当する事項（平成二十七年岡山県訓令第5号）は、廃止する。